

# 「やれること」 サポートしだいで いつまでも

介護健康課 内線 235



認知症になると、同じ物ばかりを買ってしまったりとがあります。そんな時は…。

- 怒られることで認知症は悪化することがあります。認知症になって一番不安なのはご本人です。
- 計画を立てて行動をすることが出来なくなるのは認知症の症状のひとつで、日常生活がうまく出来なくなります。しかし、声かけや見守りがあれば、認知症になっても出来ることはたくさんあります。

▼認知症に関するお問い合わせ  
 ・地域包括支援センター ☎(91)1171  
 ・介護健康課

## 200ml・400ml献血に協力ください

福祉児童課 内線222

いのちを救う愛の献血

現在、医療において輸血は欠かすことができない治療法のひとつです。そして血液は献血で確保しなければなりません。

献血は16歳から69歳の健康な方ならどなたでもできます。(65歳から69歳の方は、60歳から64歳の間に献血経験のある方に限ります。)

ご協力いただいた方には、血液検査成績をお知らせします。

▼日時 3月11日(土)  
 受付 午前10時～11時30分  
 午後1時～4時

## 成年後見制度 無料相談会を実施します

介護健康課 内線233

▼場所 イオンモール扶桑  
 ▼主催 扶桑町献血推進協議会

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産管理や、介護などのサービスや施設への入所に関する契約などを、自分で行うことが難しい場合があります。

このように判断能力が不十分な方を保護し、支援する制度が「成年後見制度」です。

▼日時 3月16日(木)  
 午後1時～3時  
 ▼場所 老人憩の家

## 介護予防・日常生活支援 総合事業の実施について

介護健康課 内線232

▼相談員 (社)コスモス成年後見サポートセンター 愛知県支部 コスモスあいち  
 ▼申込み 予約制となっておりますので、ご希望の方は介護健康課もしくは老人憩の家☎(93) 5588へ事前申し込みください。

介護保険制度改正により、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。これまで要支援認定を受けた方に対して行われていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、扶桑町が行う介護予防・日常生活支援総合事業として実施されます。

介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援認定を受けた方と基本チェックリストにより生活機能に低下が見られる65歳以上の方を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の全ての方を対象とした「一般介護予防事業」を実施します。

「介護予防・生活支援サービス事業」としては、介護予防サービスで行われていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当する「訪問型サービス」と「通所型サービス」等を実施し、「一般介護予防事業」としては、「運動栄養口腔総合教室」等の介護予防教室を実施します。

介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスをご希望される方は、介護健康課又は地域包括支援センター☎(91) 1171へご相談ください。